

不当要求防止責任者講習

受講のご案内

神奈川県警察本部刑事部
暴力団対策課

不当要求防止責任者講習を受講される方のために

講習主催者	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づいて、神奈川県公安委員会から委託された（公財）神奈川県暴力追放推進センター（以下「暴追センター」と言います。）が主催しています。
-------	---

目的	神奈川県内所在の事業所ごとに選任された「不当要求防止責任者（以下「責任者」と言います。）」が、暴力団との対応要領等を習得し、暴力団による様々な不当要求行為の被害を防止するために行うものです。
----	---

種別	選任時講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講対象となるのは、新たに選任された責任者です。 ○ 選任届の申請をした日から概ね1年以内に実施されます。
	定期講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講対象となるのは、責任者講習を受講されたことのある責任者です。 ○ 前回の講習受講から概ね3年ごとに実施します。
	臨時講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講対象となるのは、不当要求による被害防止のために特に講習を行う必要がある場合の事業所の責任者です。 ○ 必要の都度実施します。

選任の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の代表者は、一事業所に一人の責任者を選任してください。責任者が複数の事業所を兼ねる場合は、代表する一事業所のみを選任届出となります。 ○ 責任者とは、この講習のために選任する方で、実際に講習に出席する予定の方の事です。 ○ 基準 <ul style="list-style-type: none"> 本社（店）：総務課長又はこれに準ずる方 支社（店）：次長又はこれに準ずる方 営業所（店）：所（店）長相当職の方
-------	--

届出	<ul style="list-style-type: none">① 暴追センターホームページを経由し、警察庁ポータルサイト（「警察行政手続サイト」）からの届出となります。② 暴追センターのホームページで「責任者選任届出書」及び「別紙」をダウンロードし、所定事項を記載の上、一旦、デスクトップ等に保存してください。（「責任者選任届出書」は下記④でも作成することができます。）③ 警察庁ポータルサイトのトップページで「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係」及び「責任者の届出（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 17 条第 1 項）」をクリックします。④ 「申請・届出書様式」から「責任者選任届出書」をダウンロードし、所定事項を記載の上、一旦、デスクトップ等に保存をしてください。（上記②で作成した場合は不要です。）⑤ 申請・届出開始をクリックしてください。⑥ ワンタイムURLを発行しますので、事業所名とメールアドレスを入力し、「申請・届出開始」をクリックしてください。⑦ 入力されたメールアドレスにワンタイムURLが発行されます。⑧ ワンタイムURLから、連絡先の入力と管轄の警察署を選択した後、一時保存した「責任者選任届出書」及び「別紙」を「ファイルを選択」欄からそれぞれ添付をしてください。（一段目に「責任者選任届出書」、二段目に「別紙」を添付してください。）⑨ 最下部の「確認事項」欄を確認し、誤りがなければ、チェックボックスにチェックを入れ「入力内容確認」をクリックしてください。⑩ 確認ページの内容に誤りがなければ、「送信」ボタンをクリックし、届出完了となります。
----	--

<p>講習の通知 受 講</p>	<p>① 神奈川県公安委員会から責任者講習開催の約1か月前に、「責任者講習通知書（往復はがき）」が届きます。</p> <p>② 責任者は、「責任者講習受講申込書（返信用）」の申込欄のいずれかを○で囲み、所要事項を記載の上投函してください。 受講日変更等されたいときは、下記へお問い合わせください。</p> <p>③ 講習当日には、「責任者講習通知書」を持参してください。 講習は無料で概ね3時間行います。</p>
----------------------	--

<p>講習の内容</p>	<p>① 暴力団の現状と動向について</p> <p>② 暴力団対策法（指定暴力団、暴力的要求行為の内容など）について</p> <p>③ 暴力団員に対する対応要領（基本的心構え、具体的対応要領、ビデオ映写など）について</p> <p>* 講習修了時、神奈川県公安委員会から、「受講終了書」が交付されますので、事業者や応接室など見やすい箇所に掲出してください。</p>
--------------	--

<p>変更の届出</p>	<p>○ 責任者に異動（退職・転勤など）が生じた場合、新たに責任者を選任し、前記の方法で届出をしてください。</p>
--------------	--